

# 東久留米市分別収集計画 (第10期)

令和4年6月

東久留米市

# 目 次

1	計画策定の意義 .....	1
2	基本的方向 .....	1
3	計画期間 .....	2
4	対象品目 .....	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号） ..	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号） .....	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号） .....	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号） .....	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法.....	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法8条第2項第5号） .....	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号） ..	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 .....	8

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、行動していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、本市が搬入する一般廃棄物の最終処分場は、平成18年から開始したエコセメント化事業により、延命化されているものの、現在使用している二ツ塚処分場の埋立て完了した後の最終処分場の確保は極めて困難な状況である（埋立進捗率44.7%）。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の容量で大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の更なる延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

### （1） 3Rから適正処理へ、優先順位に基づく処理の推進

循環型社会形成推進基本法の基本的な考え方に準じ、ごみ処理の推進においては、第一に発生抑制（リデュース）、次に循環型社会のための再利用（リユース）、資源の再利用（リサイクル）を、続いて再利用ができないものについては焼却による熱回収（サーマルリサイクル）を行うことで、排出抑制及び循環的利用を徹底するものとする。

### （2） 市民・事業者・行政が一体となった分別収集の推進

上記の優先順位に基づき処理を実施していくものであるが、資源として利用できるものは積極的に分別して回収することが、ごみの処理量を減少させていくためには重要である。このため、法に基づく分別収集を徹底するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれ果たす役割を自覚し、一体となって推進していくものとする。

### （3） 経済的、効率的なごみ処理の推進

ごみ処理に要する経費の節減に向け、民間事業者等の知識、ネットワーク等を最大限に活用して、経済的、効率的なごみ処理を推進する。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和9年度に見直す。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	5,949 t	5,931 t	5,907 t	5,884 t	5,860 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を担い、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### （1）プラスチックごみの発生抑制の推進、資源循環の推進

- プラスチックごみの発生抑制の推進

レジ袋の有料化に伴うマイバック運動の促進等により、プラスチックごみの発生抑制の維持を図る。

- 資源循環の推進

容器包装プラスチックの分別収集の徹底を図る。

### （2）啓発活動等の強化

- 各種媒体を活用したリサイクル・清掃情報の積極的な公開

市広報、ホームページでの掲載を継続する。

環境やごみ処理に関心の薄い市民を取り込むため、あらゆる機会（イベント等）を活用して、ごみ減量やリサイクル推進への関心を引き付ける。

- 環境学習事業の実施

幼稚園、小学校での環境学習事業を実施する。

### （3）事業系ごみの排出抑制・資源化への指導強化

- 条例（東久留米市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例）に基づく、多量排出事業者への指導

廃棄物処理量が30kg/日以上事業者に対して、減量化計画の提出指導を行うとともに、実施状況の確認を行う。

延床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対しては、廃棄物管理責任者の選任と減量化・再利用計画の提出を求めるとともに、提出された計画書の実施による効果を確認する。

### （4）発生抑制促進のための要請

- 市内事業者への要請

企業のCSRの観点から、市内の販売店や小売店などに商品包装材の削減、卸売店や製造業者へは流通段階での梱包材の削減などを要請していく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場のエコセメント事業、残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、柳泉園組合ならびに民間業者が保有する再生施設、処理機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ・雑誌
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	119t		119t		118t		118t		117t	
主としてアルミ製の容器	245t		245t		244t		243t		242t	
無色のガラス製容器	(合計) 325t		(合計) 324t		(合計) 323t		(合計) 321t		(合計) 320t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	325t		324t		323t		321t		320t	
茶色のガラス製容器	(合計) 174t		(合計) 173t		(合計) 172t		(合計) 172t		(合計) 171t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	174t		173t		172t		172t		171t	
その他のガラス製容器	(合計) 229t		(合計) 228t		(合計) 227t		(合計) 226t		(合計) 225t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	229t		228t		227t		226t		225t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	18t		18t		18t		18t		17t	
主として段ボール製の容器	1,636t		1,631t		1,625t		1,618t		1,612t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	(引渡)量	(独自処理)量								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 265t		(合計) 264t		(合計) 263t		(合計) 262t		(合計) 261t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	265t		264t		263t		262t		261t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,844t		(合計) 1,839t		(合計) 1,831t		(合計) 1,824t		(合計) 1,817t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	1,844t		1,839t		1,831t		1,824t		1,817t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」（令和4年3月）の推定値から対前年度比を算出し、令和3年度実績から以下のとおりとした。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
116,364人 (対前年度比)	116,001人 (対前年度比)	115,542人 (対前年度比)	115,083人 (対前年度比)	114,625人 (対前年度比)
99.69%	99.69%	99.60%	99.60%	99.60%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体により実施されている集団回収事業については、引き続きこれらの団体が独自に分別収集を実施することとする。

### 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器 アルミ製容器	缶	委託業者による指定日収集、集団回収（アルミ製容器のみ）	柳泉園組合、再資源化業者
ガラス	無色のガラス製容器	びん	委託業者による指定日収集	柳泉園組合
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による指定日収集、福祉団体による拠点定期回収、集団回収	柳泉園組合、再資源化業者
	段ボール	段ボール	委託業者による指定日収集、集団回収	柳泉園組合、再資源化業者
	その他の紙製容器包装	雑がみ・雑誌	委託業者による指定日収集、集団回収	柳泉園組合、再資源化業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日収集	民間業者
	その他プラスチック製容器包装	容器包装プラスチック		民間業者

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・びん・飲料用紙製容器等については、現有の柳泉園組合で選別・圧縮・保管する。ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装については、選別等委託業務契約に基づき民間業者の処理施設で選別・圧縮・保管を実施する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	透明若しくは半 透明の袋又はか ご等の容器、専 用容器	パッカー 車	柳泉園組合
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	透明若しくは半 透明の袋又はか ご等の容器、専 用容器	リフト付 平ボデー 車および 分別パッ カー車	柳泉園組合
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	専用容器	平ボデー 車	再資源化業 者
段ボール	段ボール	ヒモ等で縛る	パッカー 車及び平 ボデー車	再資源化業 者
その他の紙製容器包装	雑がみ・雑誌	ヒモ等で縛る、 袋		
ペットボトル	ペットボトル	透明若しくは半 透明の袋又はか ご等の容器、専 用容器	パッカー 車	民間業者
その他のプラスチック 製容器包装	容器包装プラ スチック	指定収集袋	パッカー 車	民間業者

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者及び行政が協力して、推進体制を整備する。
- 自治会や子供会など市民団体による集団回収活動を促進するため、報奨金を交付する。
- 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。

## 東久留米市分別収集計画（第10期）

令和4年6月

発行／東久留米市

編集／東久留米市環境安全部ごみ対策課

住所／〒203-0042

東京都東久留米市八幡町二丁目10番10号

電話／042-473-2117

FAX／042-477-6755

E-mail／[gomitaisaku@city.higashikurume.lg.jp](mailto:gomitaisaku@city.higashikurume.lg.jp)